

ロシアのかたち (15) What forms Russia and Russian?

松嶋 希会*

ロシアでは、2020年5月から人事労務文書の電子処理化を実証する国家パイロット・プロジェクトが動いている。企業の中には、すでに、法律上認められる範囲で、人事労務文書を含めてビジネス文書の電子処理を進めている企業はあるが、人事労務文書は、まだ紙での作成・保管が要請されているものも多い。被雇用者1名につき平均で年間30の人事労務文書が作成されているので、これらの電子処理化は業務効率向上に大きく寄与するだろう。

この実証プロジェクトは、新型コロナウイルス感染症が拡大しリモートワークが注目され始めた時期に始まっているが、2017年の大統領令「ロシアにおける情報社会の発展のための戦略2017年から2030年」(2017年5月9日付大統領令第203号)に基づくものであり、実証プロジェクトを実施する法案は2019年12月には国会に提出されていた。2018年にも類似の実証実験が行われ、その際の問題を検証した上で、今回の実証プロジェクトが組み立てられている。実施期間は2021年7月末まで延長されており、それまでに関連法令の改正に進む手筈である。

実証プロジェクトに参加する雇用者・被雇用者は、情報システム「全ロシア求人サイト『Work in Russia』」を無料で利用して電子的に人事労務文書を作成し管理できる。自前システムを利用することもできるが、『Work in Russia』に連動させなければならない。『Work in Russia』は、実質的には公的サービスを集約しているポータル(access to e-government services)の一部であり、今後は、国が人事労務の情報全てを確認できるようになるといえる。また、2020年1月からは、個人の就業状況(どの期間どの組織のどの職責で就業しているか、何故、退職したか等)が電子情報として年金基金に集積されるようになっている。個人の就業情報は、

雇用者が、各人に発行される労働手帳という冊子に手書きで記録し管理していたが、今は、個人の就業情報は国にも共有されている。

2020年12月には、デジタル化に関する政府委員会が、事業者の組織内文書及び事業者間の文書の電子処理についてのコンセプトを発表した(2020年12月25日付議事録第34号)。コンセプトでは、文書の電子処理の国にとってのメリットが11項目挙げられているが、うち5項目に「税」の用語が含まれている。租税徴収の効率化、税務調査期間の短縮、租税法違反の適時発見などである。また、コンセプトでは、税務会計上要請される、取引関連書面(契約書、支払書、確認書、請求書など)の電子化の必要性が強調され、施策コンセプトが説明されている。確かに、ロシア・ビジネスでは、税務会計処理のために多数の書面を作成しなければならず負担となっている。コンセプトを読む限り、国はかかる書面数自体を減らす気はないようで、形式・内容の標準化・電子処理化により、企業は事業の、国は行政事務の効率化・経費削減を達成できると説明されている。電子処理のシステムは具体的には示されていないが、可能性として、租税機関自身が、電子的に共有された文書・情報に基づき事業者の課税所得を算定することも示唆されており、国のシステムと連動させることになると考えられる。発表されたコンセプトは、租税徴収効率化のための電子処理化か、とも錯覚する内容だった。

現在、ロシアでは、税務申告などの各種申請など行政手続一般が電子化されている。必要に応じて、電子的手段により国と情報を共有して、容易に公的サービスを利用できる。今後は、国が常に情報を把握して、(国の)必要に応じて、これらの情報を用いるようになるのであろうか。少し恐ろしく感じる。